

議案第30号

幸手市監査委員に関する条例の一部を改正する条例

幸手市監査委員に関する条例（平成3年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

令和8年6月1日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、請求又は要求による監査に関する引用条項の改正をしたいので、この案を提出するものである。